倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業費助成金の申請等の手続きの流れ

項　目		実施者	時　期	必要書類等
1	交付認定申請	申請者	就職した日又は転入した日のいずれか遅い日から 90 日以内 ※試用期間がある場合は試用期間を終えて正式採用されてからの申請となります。その場合、上記 90 日を超えていても問題はありません。	• 交付認定申請書（様式第１号） 【添付書類】 ✓ 奨学金の貸与を証明するもの（日本学生支援機構で貸与を受けた場合はスカラネットの詳細情報ページを印刷したもの） ✓ 履歴書（参考様式参照） ✓ 誓約書（様式第２号） ✓ 在籍証明書（様式第９号） ✓ 住民票の写し
2	交付認定の決定	市	交付認定申請から２週間程度	交付認定申請を審査し、助成金を交付すべきと認めた場合には、交付認定通知書（様式第３号）を交付
3	交付申請・請求	申請者	助成金は半期毎か１年分をまとめての支払いとなります それぞれ下記の時期までに必要書類を提出してください ○半期毎 • 前期分（１月～６月返還分）は８月末まで • 後期分（７月～12 月返還分）は２月末まで ○１年分（１月～12 月返還分） • ２月末まで	• 交付申請書兼請求書（様式第８号） **◆初めて交付申請書兼請求書を提出する場合** 【添付書類】 ✓ 在籍証明書（様式第９号） ✓ 住民票の写し ✓ 交付申請対象期間中の返還額が分かるものの写し（奨学金返還額証明書、入金一覧表等） ✓ 大学等卒業証明書又はこれに準ずるものの写し ✓ 交付認定通知書（及び交付認定変更承認通知書）の写し ✓ 振込先の通帳（申請者名義）の写し **◆２回目以降の申請（前期分又は１年分）の場合** 【添付書類】 ✓ 在籍証明書（様式第９号） ✓ 住民票の写し ✓ 交付申請対象期間中の返還額が分かるものの写し（奨学金返還額証明書、入金一覧表等） ✓ 未提出の交付認定変更承認通知書の写し ✓ 振込先の通帳（申請者名義）の写し **◆２回目以降の申請（後期分）の場合** 【添付書類】 ✓ 交付申請対象期間中の返還額が分かるものの写し（奨学金返還額証明書、入金一覧表等） ✓ 未提出の交付認定変更承認通知書の写し ✓ 振込先の通帳（申請者名義）の写し
4	交付決定及び助成金額の確定	市	交付申請書兼請求書（様式第８号）の提出から 30 日以内	※交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第 10 号）は原則省略します
5	助成金の振込	市	上記交付決定及び助成金額の確定から２～３週間後に指定口座へ振込	－
－	その他	申請者	随時	申請内容等に変更等があった場合は、下記書類を提出してください • 辞退するとき：交付認定辞退届（様式第４号） • 申請内容に変更があるとき：交付認定変更申請書（様式第５号） • 住所・氏名等の変更があるとき：住所等変更申請書（様式第７号）

※本助成金の流れとは別に、通常どおり奨学金の返還を行ってください